令和2年8月7日

 大都市行財政制度特別委員会

 配付貨料

 政

指定都市の「令和3年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充 についての要望(通称:青本)」について

1 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望 (通称:青本)」とは

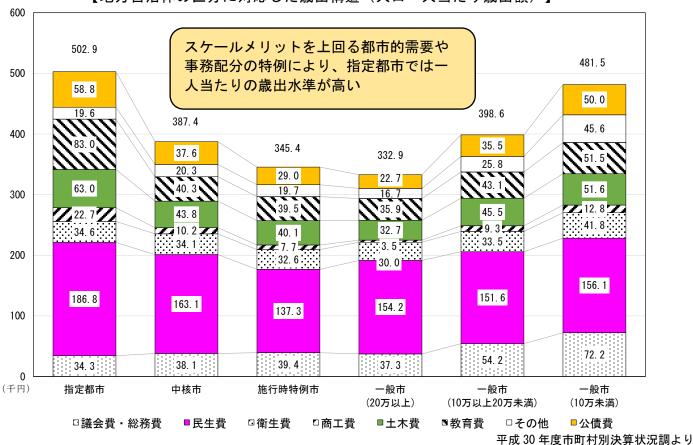
大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、中・長期的な観点から、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものです。この青本を使って、主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて、例年10月から11月に、幹事市の市長・議長による要望や、各市担当委員会の委員による党派別要望の形で要望を実施しています。

2 青本要望の背景(厳しい大都市の財政状況)

(1) 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより効率的な財政運営が可能になると言われています。しかし、指定都市では、都市インフラの整備・維持や安全・安心の確保、福祉施策など多様な都市的課題などへの対応により大都市特有の財政需要が顕在化し、人口一人当たり歳出額は大きくなっています。

【地方自治体の区分に対応した歳出構造(人口一人当たり歳出額)】

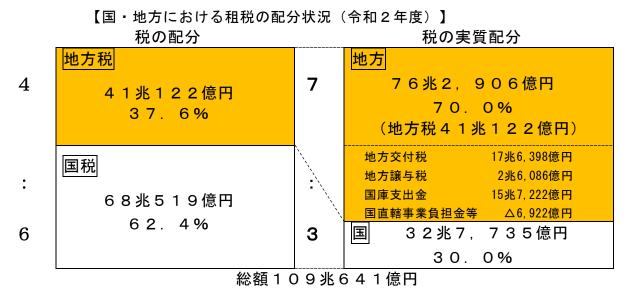


- 注1 <u>中核市</u>:人口 20 万人以上の市のうち、政令で指定を受けた市。保健所設置や養護老人ホーム設置認可等の事務について、都道府県から権限移譲を受けて実施することができる。
- 注2 <u>施行時特例市</u>:特例市制度廃止(平成27年度)以降も中核市に移行しなかった市。土壌汚染指定区域の指定や土地 区画整理組合の設立の許可等の事務について、都道府県から権限移譲を受けて実施することができる。

(2) 配分割合の低い市域内税収

① 国・地方における税の配分状況

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4であり、一方、地方交付税、国庫支出 金等も含めた「税の実質配分」は3:7となっており、依然として大きな乖離があります。

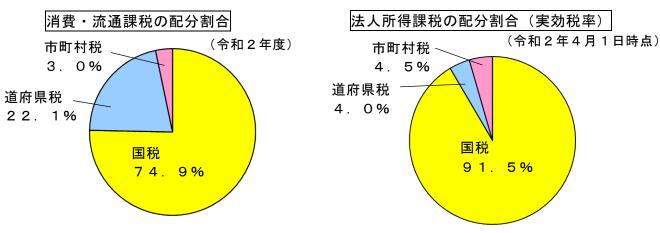


注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

② 都市税源の配分割合の状況

指定都市は、圏域の中枢都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかしながら、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税について、指定都市も一般市町村と同じ配分であるため、配分割合が極めて低くなっています。

【都市税源の配分状況(令和2年度)】



- 注1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は11.9%に過ぎない。
 - 2 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。
 - 3 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 - 4 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
- 注1 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については 地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ 譲与されている。
 - 2 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。
 - 3 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入される ことを調整した後の税率である。
 - 4 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

③ 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限(以下「大都市特例事務」という。)を担っていますが、必要な財源については、税制上の措置が不十分です。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額(令和2年度予算による概算)】

約3.900億円

<地方自治法に基づくもの> 児童福祉、民生委員、身体障害者福祉 等

<個別法に基づくもの> 土木出張所、衛生研究所、定時制高校人件費 国・道府県道の管理等 **約2,400億円** 税制上の措置不足額 **約1,500億円** 税制上の措置済額

道府県に代わって負担している大都市特例事務に係る経費 (特例経費一般財源等所要額) 注 道府県費教職員の給与負担に係る経費を除く。 左の経費に対する税制上の措置

(3) 厳しい財政状況

指定都市では、多額のインフラ整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在 高も突出して高い水準となっています。また、地方債償還額も大きく実質公債費比率は高い水 準にあります。一方で、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、 経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっています。



大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

3 税財政に関する国の動向

平成30年6月15日

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太方針)閣議決定

- ・新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り 組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指すと同時に、 債務残高GDP比の安定的な引き下げを目指すことを堅持
- ・<u>2021年まで、地方の一般財源の総額について、2018年度地方財政</u> 計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- ・2019年10月から、幼児教育無償化措置を実施
- ・地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討 し、平成31年度税制改正において結論を得る

平成30年12月22日

31 年度政府予算案公表 一般財源総額について 30 年度を上回る額を 確保 (一般財源総額62. 7兆円(対前年度+0.6兆円)) するととも に、臨時財政対策債を大幅に縮減(3.3兆円(対前年度▲0.7兆円)

令和元年6月21日

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(骨太方針)閣議決定

- ・地方歳出について、臨時財政対策債の発行額の圧縮、債務の償還に 取り組み、財政健全化につなげる
- ・地方歳出水準について、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ 一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らない ようにすること

令和元年12月20日

2年度政府予算案公表 一般財源総額について元年度を上回る額を 確保(一般財源総額63. 4兆円(対前年度+0. 7兆円)) するととも に、臨時財政対策債を引き続き抑制(3. 2兆円(対前年度▲0. 1兆円)

・地方法人課税における偏在是正措置により国税化された財源を活用して、地域社会再生事業費を地方財政計画に計上するとともに、幼児教育・保育無償化や社会保障の充実分を含む社会保障関係経費や、会計年度任用職員制度の施行に伴う経費について、地方財政計画の歳出へ適切に計上し、一般財源総額を増額確保

令和2年7月17日

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(骨太方針)閣議決定

- ・簡素化が図られ、記載内容が絞られた。
- ・地方歳出水準等については、昨年度の骨太方針をふまえることとされている

4 令和3年度に向けた青本要望について

重点要望事項(案)

税制関係

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

・大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の 配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

・道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について 所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を 創設すること。

財政関係

1 国庫補助負担金の改革

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額 を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要 額を全額税源移譲すること。
- ・税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地 方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、 地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ・地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な 削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な 一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。加えて、新型コロナウイルス 感染症による影響をふまえた地方交付税額を増額確保すること。
- ・地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに 廃止すること。
- ・地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること

5 令和3年度青本(令和2年度作成)の進め方

今年度の青本のとりまとめ幹事市は、京都市となります。

ア 青本の作成

時期	内容	
8月7日	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の要望について)	
8月下旬	財政担当局長会議において原案確定(書面会議)	
9月下旬	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の提案事項(最終案)等について)	
9月末~10月上旬	各市において市長、議長決裁	

イ 税財政関係特別委員会 委員長会議

時期	内容	
10月中旬~下旬	党派別要望行動の協議、決定	

ウ 要望行動

時期	要望先	要望者
10月中旬~下旬	内閣府・総務省等	幹事市の市長・議長
10月中旬~下旬	衆議院・参議院総務委員会	幹事市の税財政関係特別委員長
11月上旬~下旬	政党(党派別要望)	各市の税財政関係特別委員

[※] 要望行動の実施時期については、現時点での見込みです。今後変更となる場合があります。